

契 約 書

製作会社 _____ を甲とし、 _____ を乙とし、以下の通り契約する。

第 1 条 (目的)

- 乙は、甲が製作する映画著作物：題名『 _____ 』の _____ を担当することを承諾する。
- 乙は、本作品の担当期間中、製作が円滑に遂行できるように甲に協力し、甲は乙の芸術的感性と創意を尊重する。

第 2 条 (担当期間)

本作品の乙の担当期間は、契約成立日(_____ 年 _____ 月 _____ 日)より、本作品の _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日)迄とする。

第 3 条 (担当料及び支払い)

本作品に対する乙の担当料は、 _____ 円とし、以下の条件により、甲が責任を持って乙に支払うことを承諾する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日	金 _____ 円	_____ 年 _____ 月 _____ 日	金 _____ 円
_____ 年 _____ 月 _____ 日	金 _____ 円	_____ 年 _____ 月 _____ 日	金 _____ 円
_____ 年 _____ 月 _____ 日	金 _____ 円		

第 4 条 (乙の事故)

乙の事故により本契約が履行できない事情が生じた場合は、その対応につき甲、乙協議するものとする。

第 5 条 (クレジット表示)

甲は、本作品に関するクレジット表示については、慣行に従って甲がその合理的な裁量のもとに乙の意向を尊重し決定する。

第 6 条 (災害防止と補償)

甲は、本作品の製作期間中の災害防止ならびに労働災害の補償に関し、次の事項について、責任を持って実施することを承諾する。

- 安全確保と責任者の設定
- 国が定める労働者災害保険への加入またはそれに相当する補償

第 7 条 (損害の請求)

甲または乙が本契約に違反したときは、それぞれ相手方に対し、通知催告の上、この契約を解除することができる。この場合、甲または乙は、相手方の違約によって生じた損害を第 3 条に定めた担当料の範囲内で請求することができる。

第 8 条 (権利の帰属)

本映画の著作権は、甲に帰属することを確認する。

第 9 条 (解除の際の措置)

- 第 7 条に基づき本契約が解除された場合、その他乙の役務提供の完了前に本契約が終了した場合においても、本映画に関する乙の一切の権利は甲に移転するとともに乙はそれまでに甲より受領した担当料を甲に返還する義務を免れる。ただし違反に基づく損害賠償権がある場合には、その行使を妨げるものではない。
- 乙は、甲の違反を理由として本契約を解除する場合には、将来に向かってのみ解除できるものとし、本映画の利用を差し止めたりすることはできないものとし、その場合乙の唯一の救済は直接損害の金銭賠償に限定させるものとする。

第 10 条 (特記事項)

第 11 条 (信義則)

- 本契約に疑義が生じた場合、または本契約に規定する以外の事情が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、誠意を持ってこれを解決するものとする。
- 乙が病気、その他の事由により協議が不能になった場合、乙は甲の承諾する第三者に協議を依頼することができる。

上記契約の証として本契約書二通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各一通を保有する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 住所 _____

乙 住所 _____

氏名 _____

印 _____

氏名 _____

印 _____